

照会内容	国回答
今回配布予定の抗原検査キットのメーカー、製品名などはすでに決まっているのでしょうか？	(株) 富士レビオ：「エスプライン SARS-CoV-2」 (株) デンカ生研：「クイックナビ COVID19」 (株) タウンズ：「イムノエース SARS-CoV-2」 「キャピリア SARS-CoV-2」
抗原検査キットが医薬品に該当する場合、卸売業者の納品先は医療機関等に限定されるなど 規制がかかっているかと思いますが、今回は、国が買い取り、県を経由して配布するというので、その辺の問題はクリアされるのでしょうか？	問題ございません。
住所や施設名などを入れた配布先のリストを提出すれば、検査キットを各施設に直接送付いただけるのでしょうか？	直送も可能です。
検査対象は従事者等となっていますが、必要に応じて入所者に使用することは可能でしょうか？	基本的には従事者です。キット送付前に事務連絡を送りますので、詳細をご確認ください。
使用できる体制のある施設とは、医師が常勤又は嘱託医として勤務するような施設を言うのでしょうか？ あるいは、医師までは必要なく、看護師が勤務する施設であれば問題ないのでしょうか？	基本的には、医療機関、高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)だが、医療機関と連携がとれていれば、都道府県の判断を妨げることはしない。
関連して、検体採取にあたっては、医療従事者の管理下において実施されるべきものと 認識していますが、医療従事者は、看護師でも問題ないのでしょうか？	検体採取は看護師でも問題ございませんが、コロナ感染症としての診断を下すのは医師のみしかできません。
キットの配送の時期は、いつ頃からいつ頃までの時期を想定されているのでしょうか？	6月から秋口までを予定しております。

- ◆ 重症化リスク者が多数いる場所・集団（医療機関、高齢者施設等）における感染者の早期発見のため、原則として有症状者※1に迅速に使用することを念頭に配布。

※1 無症状者への使用についてはアドバイザリーボードでも以下の留意点について議論されている。

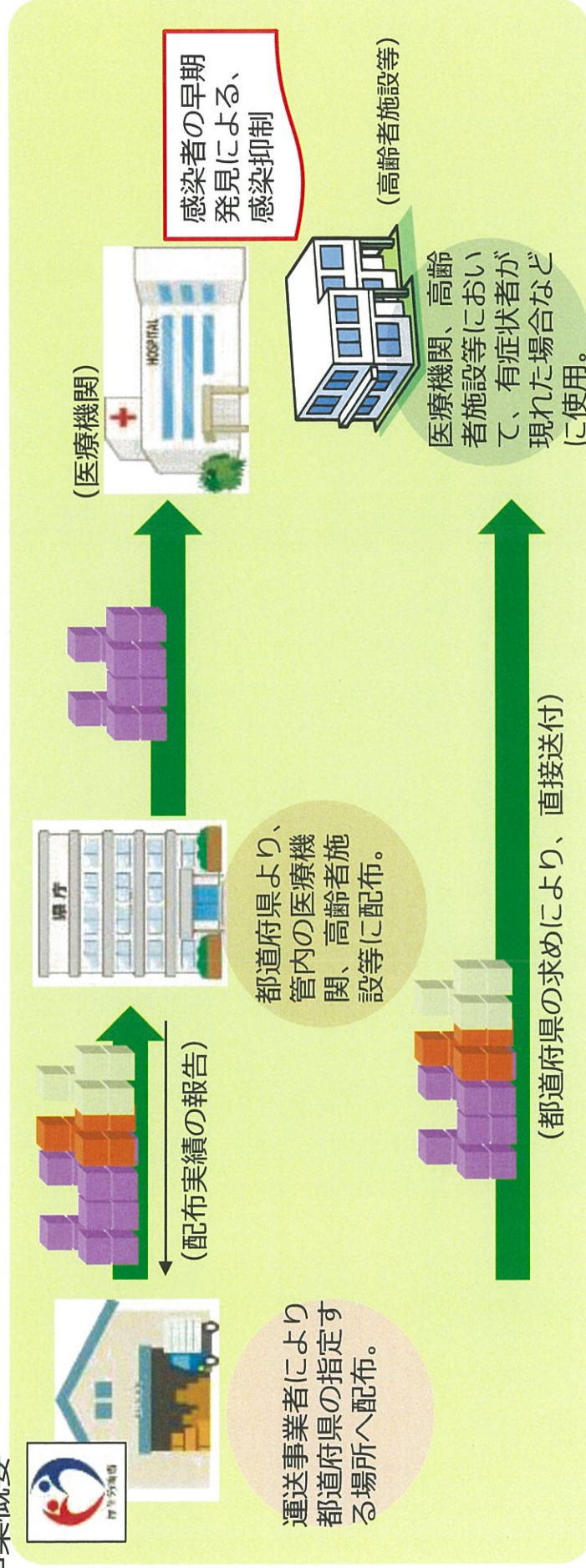
■ 施設内で感染者が発生した場合であって、PCR検査等が迅速に実施できない場合に、接触歴がある者等に対して直ちに実施する場合。

- ① 陽性の場合：確定診断はPCR検査等で行う。
- ② 陰性の場合：濃厚接触者、フロア内感染の場合、追加的にPCR検査を実施。

- ◆ 原則として、都道府県を経由して配布。（必要に応じ、高齢者施設等へ直接配布。）
- ◆ 配分量に関し、各都道府県への意向調査の上、各都道府県の医療機関、高齢者施設における従事者数に応じて配分する。（買い上げ後速やかに配布できるよう配布先についても併せて調査。）

※2 関係省庁と連携し、その他、必要とする機関、施設への配布を併せて検討する。

事業概要

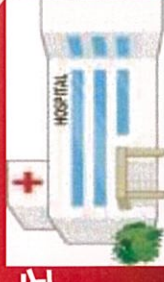


抗原簡易キットの医療機関、高齢者施設等への配布の基本的考え方②

(1) 配布先の基本的な考え方

① 医療機関

医療機関に関しては、従事者から重症化リスクの高い入院患者への感染を防ぐことを念頭に病院又は有床の診療所への配布を原則とする。



② 高齢者施設

高齢者施設等に関しては、抗原簡易キットを使用できる体制のある特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への配布を原則とする。



③ その他

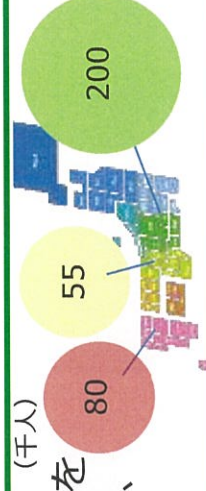
上記の他、都道府県の判断でキットを使用する体制のある施設に配布することも妨げない。



関係省庁と連携し、その他、必要とする機関、施設への配布を併せて検討する。

(2) 配分量の考え方

各都道府県への配分量は、国で確保した抗原簡易キット全てを配布することを前提として、①、②の従事者数に応じて決定するが、都道府県の求めに応じ、増減調整。



上記(1)、(2)を踏まえ、具体的配布先、配分量を都道府県と調整の上、決定する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年5月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

また、政府は、医療機関や高齢者施設等において従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約800万回程度分を5月中旬を目途に確保の上、従事者数等に応じた形で、速やかに配布を開始し、可能な限り早く施設への配布を進める。